

大ト協北大阪・中央支部合同労務問題研修会

労務問題対処方法とコロナ対応

【大阪】大ト協北大阪・中央支部合同労務問題研修会が17日開催された。緊急事態宣言下ということもあり、Zoomからのリモート参加も数人みられた。

冒頭、北大阪支部の中野由彦支部長は「今年4月に、中小企業にすべて適用されるのが同一労働同一賃金だが、基準が何なのかは分かりにくい部分がある。本日は疑問点があれば質問していただければ。コロナについては、3月7日まで緊急事態宣言

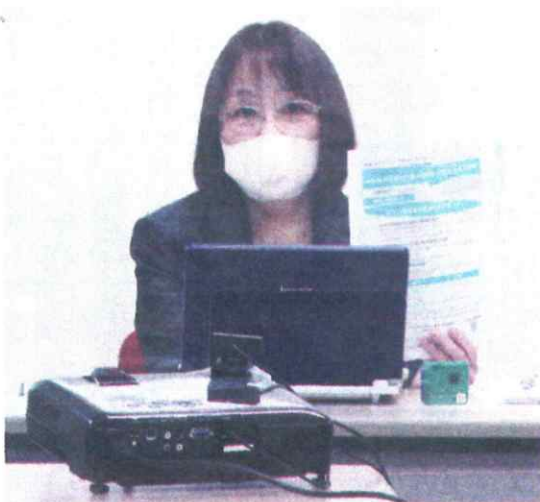
が続くが大阪府は2月末で解除される可能性がある。どちらにしてももうひと踏ん張り用心していただきたい」とあいさつした。

講師を務めたのは、北大阪支部顧問の石原清美氏（オフィスきよみ代表、特定社会保険労務士）。「コロナ禍における労務トラブルとその対策並びに働き方改革関連法」をテーマに、実際の事業者の例を提示しながら、労務問題への対処方法とコロナ対応を分かりや

すく解説した。出席者からは同一労働同一賃金や、新型コロナウイルスの濃厚接触者の疑いがある社員への対応などについて質問が挙がった。

閉会の挨拶では、中央支部の平井信一支部長が、「支部の活動の中

で労務問題を個別に相談するという取り組みを行っているが、本日改めて先生のお話を聞いて、労務問題に対する活動を引き続き行っていくという気持ちを改めて持った」と締めくくった。



講師を務めた石原氏